

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2024年5月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

5月になり1年半ばにさしかかったかと思うと、年初に立てた目標の達成具合はどの程度進捗しているか、などと考えてしまいます。私自身は仕事以外で個人的にやろうと考えていたことは進んでいるなど無理矢理達成感を醸成している感じです(笑)。

さて、今回は遺言書を取りあげています。超高齢社会の到来に呼応すべく、遺言書作成のご相談はここ数年増加傾向にあります。以前はご家族が心配してご相談に来られるケースがほとんどでしたが、最近では遺言者ご本人が主導で相談されるケースも増えています。この紙面で取りあげる成年後見の現場では、おひとりさまの資産承継という観点でご本人の意思を尊重しながら遺言書作成をご支援します。

一方で、ご家族がいて揉めさせたくない、とおっしゃってご相談に来られるケースも多く、相続人である子ども達の気持ちを慮って遺言内容が定まらない、ということもよくあります。いわゆる「忖度」というものです。ご自分の意思をはっきりさせるのが怖いのかもかもしれません。

そんなときは専門家のアドバイスももらいながら、今まで生きてきた中での感謝、後悔、それらを洗い出してご自分の価値観をはっきりさせ、その中で優先すべきことを優先する、ということが重要なのではないかと、思います。そしてその遺言内容に至った経緯もしっかり記しておくべきなのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

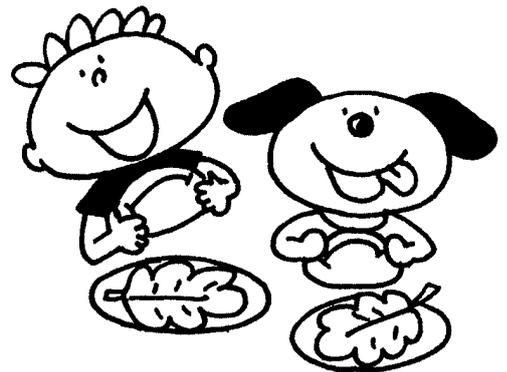


IKUKO

今月号のテーマは「遺言書」です。今まで多くの人が任意後見契約とセットで締結する「見守り契約」「財産管理等委任契約」「死後事務委任契約」の3つを紹介してきましたが、この「遺言書」が一番聞き馴染みのあるものだと思います。

「遺言書」は前号で説明した「死後事務委任契約」と同じく、生存中ではなく自分が亡くなった後をサポートするためのものです。「死後事務委任契約」が事務的な面でのサポートとするならば、「遺言書」は事務面ではカバーできない相続分の指定や遺産分割方法の指定といった財産に関することを決めておくことができます。自身の死後、自分の希望通りに遺産を分配し、スムーズな手続きを進めてもらうために、セットで利用されることが多いというのもわかっていただけではないでしょうか。

では次に、「遺言書」を作成するメリットを考えてみましょう。「相続争いを防止できる」「望みどおりに遺産を分けられる」「法定相続人ではない人に財産を渡すことができる」といったことが挙げられると思います。ただし「遺言書」に記すことで法的に効力が認められる事項は、法律によって限定されています。離婚や養子縁組等の身分行為や、債務の分割方法の指定、家族が仲良くするように等、不可能な行為であったり、法的効力が認められないものもあります。実際にどのようなことを「遺言書」で定められるのかは、ほんの一例ではありますが、下記を参照してください。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
ました!!
どうぞよろしく☆



【相続分の指定】

各相続人の相続分を決めることができる

【遺産分割方法の指定】

誰がどの遺産を相続するか等を指定できる

【遺贈】

相続人以外に財産を渡すことができる

【寄付】

法人・団体等に財産を寄付できる

【相続人の廃除またはその取消】

非行のある相続人から相続権を奪う(その取消)

【遺言執行者】

遺言内容を執行するための遺言執行者を指定できる

【遺産分割の禁止】

一定期間、遺産分割を禁止できる

【生命保険金の受取人変更】

生命保険の受取人を変更することができる